2026年6月13日

司法令６－６

報道の自由や取材の自由に関する次のアからウまでの各記述について、最高裁判所の判例の趣旨に照らして、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記１から８までの中から選びなさい。（解答欄は、［No.10］）

ア．報道機関の報道は、民主主義社会において、国民が国政に関与するにつき、重要な判断の資料を提供し、国民の知る権利に奉仕するものであるから、事実の報道の自由は、思想の表明の自由と並んで、表現の自由を規定した憲法第２１条の保障の下にあり、このような報道機関の報道が正しい内容を持つためには、報道のための取材の自由も、憲法第２１条によって報道の自由と同程度に保障される。

イ．報道機関の取材結果に対する裁判所の提出命令の可否は、刑事手続の対象犯罪の性質、態様、軽重及び取材結果の証拠としての価値、ひいては、公正な刑事裁判を実現するに当たっての必要性の有無と、取材結果の提出によって報道機関の取材の自由が妨げられる程度及びこれが報道の自由に及ぼす影響の度合その他諸般の事情を比較衡量して決するが、捜査機関が主体となって行う取材結果に対する差押の可否は、捜査機関と裁判所との性格の違いから、より慎重な検討が求められるため、このような比較衡量で決することはできない。

ウ．報道機関の関係者は、民事訴訟において取材源に係る証言を求められた場合、当該報道が公共の利益に関するものであって、その取材の手段、方法が一般の刑罰法令に触れるとか、取材源となった者が取材源の秘密の開示を承諾しているなどの事情がなく、しかも、当該民事事件が社会的意義や影響のある重大な事件であるため、当該取材源の秘密の社会的価値を考慮してもなお公正な裁判を実現すべき必要性が高く、そのために当該証言を得ることが必要不可欠であるといった事情が認められないのであれば、原則として、当該証言を拒絶できる。

１．ア○ イ○ ウ○　　２．ア○ イ○ ウ×　　３．ア○ イ× ウ○
４．ア○ イ× ウ×　　５．ア× イ○ ウ○　　６．ア× イ○ ウ×
７．ア× イ× ウ○　　８．ア× イ× ウ×

正解　７

肢ア　百選７３　最判昭４４．１１．２６

事実の報道の自由を２１条１項で保障される。

重要な判断資料を提供し，国民の知る権利に奉仕する側面があるから。

取材の自由は，正しい報道する上の前提，一内容。

尊重に値する。

肢イ　百選７４　最判平２．７．９

捜査機関でも，裁判所でも変わらない。比較衡量。

取材の自由も絶対無制約ではない。公共の福祉に照らし制約をうけることはある。

裁判所の公正な裁判の実現，捜査機関の公正な裁判実現のための，適正迅速な捜査の追行は，ともに公益である。憲法的に優劣はない。分けるという考え方，誤り。

共に，比較衡量で決する。

報道機関の取材の自由が害されると報道の自由や，将来の取材の自由に影響する。
そうすると，国民の知る権利が阻害される（社会的な利益・公益に近くなる）
したがって，比較衡量

同じくらいの大きさでないと比較衡量のも問題にならない。

肢ウ　百選７１　最判平１８．１０．３
民事裁判，私的自治の延長。
主に財産権の実現（私益）。

一方で，取材源。国民の知る権利に奉仕（イメージ社会，公益に近づく）

比較衡量，原則，取材源の秘匿がかつ。
しかし例外，裁判の内容が，社会的意義のあるような場合，公益近づく。
そのような場合には，取材源の秘匿より優先される場合もある。

司法令６－７

憲法第２２条に関する次のアからウまでの各記述について、それぞれ正しい場合には１を、誤っている場合には２を選びなさい。（解答欄は、アからウの順に［No.11］から［No.13］）

ア．判例は、日本に適法に在留する外国人には、憲法上、その在留期間内において外国へ一時旅行する自由が保障されているものと解している。［No.11］

イ．居住・移転の自由は、複合的な性格を有する人権と解されており、広く知的な接触の機会を得るために不可欠であることから、精神的自由の要素も併せ持っている。［No.12］

ウ．判例は、市営住宅の入居者が暴力団員であることが判明したときには当該住宅の明渡しを請求することができるとする条例の規定による居住の制限は、公共の福祉による必要かつ合理的なものであるから、この規定は憲法第２２条第１項に違反しないと解している。［No.13］

正解　ア２，イ１，ウ１

肢ア　×

外国人に，一時旅行のする自由は保障されない。

再入国の自由の関連で，判例は否定。

性質上，再入国の自由はない。自国に入れるか入れないかは，裁量事項。

肢イ　○

居住，移転の自由は，歴史的に，経済的自由。産業革命などにより多くの労働力を必要として，居住，移転の自由が認められた経緯。

その後，人身の自由や，精神的自由の要素加わり，複合的な性格を有する人権となっている。

肢ウ　○　最判平２７．３．２７

本件の場合，制限をうけるのは，市営住宅に得られる利益にすぎない。（背景にある生存権を意識）　利益を失うだけに過ぎず，他の場所にも住める，暴力団やめられる。２２条１項に違反しない。実際，税金が使われている。暴力団員に協力するのは問題と思われる。

（参考）１４条についても判断

地方公共団体は，住宅が国民の健康で文化的な生活に不可欠な基盤であることに鑑み，公共住宅を供給する。誰に提供するかは，裁量がある。

暴力団は，反社会勢力。このようなものがいると，他の入居者の生活の平穏が害されるおそれは否定でない。一方で，暴力団員は，やめることもできる。他の場所では生活もできる。合理的な区別として，１４条にしない。

司法令６－８

教育を受ける権利に関する次のアからウまでの各記述について、b の見解が a の見解の根拠となっている場合には１を、そうでない場合には２を選びなさい。（解答欄は、アからウの順に［No. 14］から［No. 16］）

ア．ａ．教育行政機関は、法律の授権に基づいて、公教育における教育の内容及び方法について決定権能を有する。

ｂ．国民全体の教育意思は、憲法の採用する議会制民主主義の下においては、国会の法律制定を通じて具体化されるべきものである。［No.14］

イ．ａ．高等学校における教育の目的を達成するためには、高等学校の教師に教育の具体的内容及び方法についての裁量を広く認めるべきである。

ｂ．高等学校において、生徒の側には、教師の教育内容を批判する十分な能力は備わっておらず、国が教育の一定水準を維持する必要がある。［No.15］

ウ．ａ．憲法第２６条第２項後段は、義務教育は無償とするとしているところ、当然に国が一切の費用を負担しなければならないとはいえないから、その無償の範囲は授業料であると解される。

ｂ．義務教育は単なる国家的要請ではなく、親が本来有している子女を教育すべき義務を全うさせようとする趣旨によるものである。［No.16］

正解　ア１，イ２，ウ１

肢ア

ｂ．国民全体の教育意思は、憲法の採用する議会制民主主義の下においては、国会の法律制定を通じて具体化されるべきものである。

だから

ａ．教育行政機関は、法律の授権に基づいて、公教育における教育の内容及び方法について決定権能を有する。

意味が通る。法律で決めるべき。したがって，教育行政機関も法律の授権がないとダメという論調

肢イ

ｂ．高等学校において、生徒の側には、教師の教育内容を批判する十分な能力は備わっておらず、国が教育の一定水準を維持する必要がある。

だから

ａ．高等学校における教育の目的を達成するためには、高等学校の教師に教育の具体的内容及び方法についての裁量を広く認めるべきである。

意味が通らない。裁量認めると結果として，国の教育水準が維持できなくなる恐れがある。

肢ウ

ｂ．義務教育は単なる国家的要請ではなく、親が本来有している子女を教育すべき義務を全うさせようとする趣旨によるものである。

だから

ａ．憲法第２６条第２項後段は、義務教育は無償とするとしているところ、当然に国が一切の費用を負担しなければならないとはいえないから、その無償の範囲は授業料であると解される。

意味が通る。親の義務を強調すると，国の負担を少なくするという論調，まさしく授業料につながる。

司法令６－９

労働基本権に関する次のアからウまでの各記述について、それぞれ正しい場合には１を、誤っている場合には２を選びなさい。（解答欄は、アからウの順に［No. 17］から［No. 19］）

ア．労働基本権は、国との関係において勤労者に認められる権利であることから、勤労者が正当な争議行為によって使用者に損害を与えた場合は、何らかの立法措置がない限り、勤労者にその損害賠償責任を免れさせることはできない。［No.17］

イ．最高裁判所の判例の趣旨に照らすと、憲法第２８条は、勤労者に対し、その目的を問うことなく広く団体行動をする権利を保障するものであるから、私企業の勤労者が専ら自衛隊の海外派遣に反対する目的でストライキを行うことも、同条で保障される。［No.18］

ウ．最高裁判所の判例の趣旨に照らすと、勤労者が、自らが稼働する工場の施設を占拠し、使用者の指揮、命令を排除して、自ら生産活動等の業務を遂行することは、それが社会通念上、不当に長時間に及ぶものではないとしても、正当な争議行為には当たらず、違法である。［No.19］

正解　ア２，イ２，ウ１

肢ア

争議行為が，正当なものであれば，賠償責任を免れさせることはできる。

対使用者と関係で保障。２８条，直接適用が予定されている。

肢イ

目的は対使用者。目的を問うことなくは難しい。

自衛隊の海外派遣，労働者の地位向上とは関係ない。

肢ウ

生産管理は，できない。

企業経営の権能を権利者の意思を排除して行う行動。

認められない。労働力の提供を止めるまで。

司法令６－１０

刑事補償請求権に関する次のアからウまでの各記述について、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記１から８までの中から選びなさい。（解答欄は、［No.20］）

ア．刑事補償請求制度は、憲法第３１条以下の刑事手続に関する諸権利の保障によってもなお生じる国民の不利益に対する補償を定めたものであって、公務員の違法行為や故意・過失の有無に関わりなく、結果に対する補償請求を認めており、抑留又は拘禁された後、結果として無罪の裁判を受けた者に対し、相応の補償をすることによって、公平の要請を満たそうとするものである。

イ．最高裁判所は、緊急逮捕され少年鑑別所に収容された後、非行事実が認められないという理由で不処分決定を受けた少年が行った刑事補償請求につき、不処分決定は刑事訴訟法上の手続とは性質を異にする少年審判の手続における決定であることなどを理由として刑事補償の対象となる「無罪の裁判」には当たらないと判示した。

ウ．最高裁判所は、抑留又は拘禁された後、起訴されずに釈放された者は刑事補償の対象とならないが、不起訴となった事実に基づく抑留又は拘禁であっても、そのうちに実質上は無罪となった事実についての抑留又は拘禁であると認められるものがあるときは、その部分の抑留及び拘禁は刑事補償の対象となると解している。

１．ア○ イ○ ウ○　　２．ア○ イ○ ウ×　　３．ア○ イ× ウ○
４．ア○ イ× ウ×　　５．ア× イ○ ウ○　　６．ア× イ○ ウ×
７．ア× イ× ウ○　　８．ア× イ× ウ×

正解　１

肢ア　○

刑事補償は，公務員の違法，故意，過失の有無にかかわりなく，抑留拘禁後に無罪の裁判を受けたという事実に対してなされる。

本来，人身の自由に対しては，お金で変えられるものではない。

しかし，肢にあるように，相応の補償で，公平の要請を満たそうとする。

肢イ　○

無罪の裁判にはあたらない。

緊急逮捕，少年鑑別所に送られた後，不処分決定。

人身の自由が制限されたという事実はある。ただ，無罪の裁判はない。

このような場合でも，刑事補償すべきか。すべきではない。

少年の様子を見て，非行事実を調査する必要性がある。

少年鑑別所は，家庭裁判の審判を行うために観察，調査する場所。

ある程度，数もあるし，目的にも合理性がある。都度，刑事補償を要求しては，制度目的の妨げになることが考えられる。むしろ，国民の濫用のおそれがありそう（特に親）。

無罪の裁判ではない。

肢ウ　○

起訴されず釈放され者は，刑事補償の対象とならない。無罪の裁判ない。

実際，起訴猶予と判断される場合もあるので，刑事補償とするのはまずい。

実質，不起訴の理由が，無罪の場合は，刑事補償の対象となる。

確かに形式的には無罪の裁判はない。

しかし，全く補償不要とすると，国家権力の濫用の恐れがあると思われる。

司法令６－１１

法の支配に関する次のアからウまでの各記述について、ｂの見解がａの見解の根拠となっている場合には１を、そうでない場合には２を選びなさい。（解答欄は、アからウの順に［No.21］から［No.23］）

ア．ａ．イギリスで２０世紀までに成立した法の支配は、制定法とコモン・ローを中心とした「正規の法」による支配を意味しており、裁判所による法の適用を保障することを要求している。

ｂ．イギリスでは、１７世紀の国会と国王との抗争を経て、国会が主権を有するという観念が確立された。［No.21］

イ．ａ．１９世紀後半のドイツにおいて採用されていた法治国家概念は、今日では、形式的法治国家論であると批判されている。

ｂ．１９世紀後半のドイツにおいては、法律の留保の下、行政権が国民の権利を制限し、又は義務を課すには法律の根拠が必要とされたが、法律がどのような内容を伴っているかは問題とされなかった。［No.22］

ウ．ａ．現在の立憲主義国家の多くは、統治原理として法治主義を掲げる場合であっても、その内実は、法の支配原理とほぼ同じ意味を持つようになっている。

ｂ．現在の立憲主義国家の多くは、国民主権原理を採用している。［No.23］

正解　ア２，イ１，ウ２

肢ア　×

ｂ．イギリスでは、１７世紀の国会と国王との抗争を経て、国会が主権を有するという観念が確立された。

だから

ａ．イギリスで２０世紀までに成立した法の支配は、制定法とコモン・ローを中心とした「正規の法」による支配を意味しており、裁判所による法の適用を保障することを要求している。

意味はとれない。コモン・ローは判例法。国会が主権を有するとすれば，判例法（コモン・ロー）は入らないはず。

コモン・ロー：イギリスで，通常裁判所により判例の形で集積された法体系。ノルマン朝の１２世後半から蓄積された。

肢イ　○

ｂ．１９世紀後半のドイツにおいては、法律の留保の下、行政権が国民の権利を制限し、又は義務を課すには法律の根拠が必要とされたが、法律がどのような内容を伴っているかは問題とされなかった。

だから，

ａ．１９世紀後半のドイツにおいて採用されていた法治国家概念は、今日では、形式的法治国家論であると批判されている。

意味取れる。

形式的法治国家論，国家権力の発動と限界を議会の定立した法律によって規範とし，裁判所によって法律秩序を維持しようとする国家をいう。
肢のように，とにかく法律があればよいという話。悪い法律でも，あれば，不当な権利の制約や，義務を課すことができてしまうという問題がある。

肢ウ　×
ｂ．現在の立憲主義国家の多くは、国民主権原理を採用している。

だから

ａ．現在の立憲主義国家の多くは、統治原理として法治主義を掲げる場合であっても、その内実は、法の支配原理とほぼ同じ意味を持つようになっている。

現在の法治主義，実質的法治主義。
法律が必要であることは，形式的法治主義とかわらない。
ただ内容が，個人の尊厳を最高の価値として，憲法をもって基本的人権を保障し，裁判所を通して保障を確保するという国家

一方で，法の支配の法というのは，成分法という話ではなく，もっと抽象的な法（自然法）

このような意味で，法治主義と法の支配は区別される。

司法令６－１２

天皇に関する次のアからウまでの各記述について、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記１から８までの中から選びなさい。（解答欄は、［No.24］）

ア．摂政は天皇の法定代理機関として、天皇の名で国事行為を行うが、摂政を置くのに天皇の同意は必要ない。

イ．最高裁判所は、天皇が日本国及び日本国民統合の象徴であることを根拠に、天皇には民事裁判権は及ばないとした上で、天皇を被告とする訴えは、訴状を却下すべきであるとした。

ウ．天皇が国会の指名に基づいて内閣総理大臣の任命を行う場合の助言と承認は、総辞職をした内閣が行う。

１．ア○ イ○ ウ○　　２．ア○ イ○ ウ×　　３．ア○ イ× ウ○
４．ア○ イ× ウ×　　５．ア× イ○ ウ○　　６．ア× イ○ ウ×
７．ア× イ× ウ○　　８．ア× イ× ウ×

正解　１

肢ア　○

同意はいらない。天皇の代わりに，権限が行使されるので，同意いるのでは。不都合。

そもそも，摂政は，天皇が，未成年，精神，身体の重患なので，国事が取れないときに置かれる（皇室典範１６条)。天皇同意を要するとなると，しないときに国事が停滞してしまう。不要。

問題文から，法定代理機関・法定の意味。任意とは異なる。本人の意思は入らない。

肢イ　○

天皇に民事裁判権は及ばない。象徴としてふさわしくない。

民事責任はあるが，民事裁判権は否定。

肢ウ　○

内閣総理大臣が任命されるまでは，職務を行う。指名の段階では，任命はまだ。
助言と承認は，総辞職後の内閣が行うことになる。

政治的な空白を作らないようにする。

第７１条
前２条（解散・総辞職）の場合には、内閣は、あらたに内閣総理大臣が任命されるまで引き続きその職務を行ふ。